

## 漁業生産力の発展に関する計画(共同漁業権)

### 第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

#### (1) 名称

小中山漁業協同組合が有する共同漁業権に関する生産力の発展に関する計画

#### (2) 対象となる漁業権

共第137号、共第142号、共第143号、共第144号、共第145号（入漁）、共第148号、共第149号、共第150号、第151号、共第152号漁業権

### 第2 生産力の発展に関する計画の目標及び方法

#### (1) 資源管理の推進等

ア 組合員行使権者に対して、解禁日や体長制限、禁漁区域など漁業権行使規則及び入漁規則を遵守させる。

イ 採貝漁業は、操業日数、操業時間、漁獲サイズの制限及び稚貝の移植放流を実施する。

ウ 潜水漁業は、操業日数、操業時間、漁獲サイズの制限を実施する。

エ 水産試験場や普及指導員の助言を得て、漁場の生産力が最大限活用できるように資源管理に取組、生産量の増大を図る。

オ 水産多面的機能発揮対策事業を活用したあさり等の食害生物の除去、稚貝の着底促進と保護（干潟の海底耕転、覆砂及びあさり保護対策の実施）を行い、資源の維持増大を図る。

カ 渥美半島漁業振興協議会と協力して、なまこ種苗放流を実施する。

キ 資源状況を正確に把握するため、月1回の漁獲実績報告の提出を組合員行使者に遵守させる。

#### (2) 漁業コスト削減への取組

ア 船底清掃、推進機関の整備など、漁船の定期的な整備を行い、燃費の向上を図る。

イ 減速運転による燃料の削減や漁具等の定期的な整備による漁業経費の削減を図る。

(3) 漁業収入向上のための取組

ア 県と協力して定期的にあさりの貝毒検査を実施し、安全で安心なあさりを安定供給することで魚価の維持、向上を図る。

イ あさりや大あさりの評価を高めるとともに、市外からの来訪者にもっとよく知ってもらうために、地元の「菜の花祭り」等のイベントに参加し、PRする。

(4) 新規就業者確保に関する取組

漁協は若い漁業者の漁業技術向上のため、漁業士の活用や他の漁協青年部などとの交流を積極的に進め、地域の若手漁業者のサポートに努める。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

令和3年3月の総会日から令和5年8月31日まで

第4 その他

(1) 計画の点検

理事会において年1回以上、当初計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

また、点検の結果は、総会において報告する。

(2) 愛知県との連携

上記(1)の点検結果については、愛知県知事に提出する。

(3) 関係機関との連携

当該計画については、田原市、愛知県東三河農林水産事務所、県漁連、その他漁業関係団体等に助言を求めることができる。